

平成 27 年度

科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業

(次世代研究者育成プログラム)

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 27 年 3 月

< 目 次 >

1. 事業の目的	3
2. 事業の概要	3
3. 審査方法	8
4. 申請方法	8
5. 取組の実施	10
6. 留意事項	10
7. 問い合わせ先	17
8. スケジュール	18

1. 事業の目的

科学技術イノベーションは経済成長の原動力であり、これを担う優れた科学技術人材の育成は我が国の発展の基礎となるものです。

現在、日本において、この科学技術イノベーションの重要な担い手である若手研究者は、安定的な職を得るまでの間、長期にわたって任期付ポスト間の異動を繰り返す等不安定な雇用環境に置かれています。また、安定的な職を得た若手研究者であっても、事務負担等が多く、研究業績を伸ばせない状況となっている場合がみられます。この結果としてセクター（大学、独立行政法人、企業等）間の人材の流動性が低くなっています。これらの事情が、次世代を担う優秀な若手研究者が、自らの研究活動に専念し、優れた研究成果を上げ、多様な場で自らの能力を存分に発揮する中で成長していくことの障害となっています。

こうした背景の下に、本事業では、複数の研究機関が連携してコンソーシアムを形成し、若手研究者に対して、流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保するために、国内外の研究機関、企業等とも連携してキャリアアップを図る仕組みを構築し、海外や企業等も含めた多様な場で活躍する研究者を育成することを目的とします。

2. 事業の概要

(1) 次世代研究者育成プログラム

本事業は、以下の「次世代研究者」及び「イノベーション創出人材」の育成のための一体化した新しい仕組みを構築するモデルとなる優れた取組を支援します。必ず両者を支援する取組内容としてください。

(次世代研究者の育成)

コンソーシアムにおいて、公正な審査を経て選考した若手研究者に対して、コンソーシアム内の研究機関に、自らの研究活動に専念しやすいポストを与え、研究に専念させるとともに、流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保する。また、国内外の研究機関、企業等での共同研究や人的交流、留学・研修等の機会を提供し、視野や知見を広げ、業績等を積み、自らの適性に応じたキャリアアップを図るシステムを構築し、次世代を担うグローバルリーダーとなる研究者を育成する。

(イノベーション創出人材の育成)

コンソーシアムを構成する研究機関で雇用しているポストドクター^{※1}及び博士課程（後期）学生を、コンソーシアムで選抜し、企業等と連携し、特定の学問分野の専門能力だけでなく、国際的な幅広い視野や企業等の実社会のニーズを踏まえた発想を身に付けたイノベーション創出人材として養成するシステムを構築し、研究機関の研究者以外の多様なキャリアパスの確保を支援する。

^{※1} 博士の学位を取得後 10 年以内で、任期付きで採用される者であって、大学や独立行政法人等の研究機関で研究業務に従事している者。

(2) 申請対象となる取組

(次世代研究者の育成)

- ・コンソーシアムにおいて、公正な審査を経て選考した若手研究者に対して、一定の任期を付して安定的な雇用を確保し、原則として研究主宰者（Principal Investigator;PI）として、自立的な研究環境を与え研究に専念^{※2}させるとともに、複数の研究機関等を異動することで、流動性を高めつつ、キャリアアップを図る仕組みの構築。
- ・コンソーシアムにおいて、国内外の研究機関、企業等と連携しながら、キャリア形成に関わる教育研修等を実施するとともに、国際会議での研究発表や国内・国際共同研究の実施、あるいは、長期研究インターンシップ等、研究者としてのキャリアアップを図る仕組みの構築。
- ・コンソーシアムにおいて、若手研究者の雇用にあたり、年俸制、クロスアポイントメント制度等、流動性を妨げない雇用形態を形成すること。また、若手研究者が雇用期間中の研究業績について、適切に評価を受け、処遇等に反映させる評価の仕組みを構築すること。
- ・コンソーシアムにおける取組の他の研究機関への普及、展開。

【若手研究者雇用の要件】

- ・支援対象となる若手研究者は、博士号取得後10年以内又は同等程度の研究経歴^{※3}を有する若手研究者^{※4}とし、コンソーシアムにおいて、国際公募等により選考すること。
- ・コンソーシアムを構成する各機関は、任期付職員ポスト（助教相当以上）を確保するとともに、若手研究者が、自立した研究活動が出来る環境（例：研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、主任研究指導教員としての大学院生の研究室への配属等）を確保すること。
- ・コンソーシアムにおいて、若手研究者の任期終了後のキャリアパスを考慮に入れた雇用形態（例：各機関のテニュア審査を経てテニュアポストに移行できるテニュアトラック教員として雇用する等）とすること。

※2 研究活動のエフォートが60%以上であること（実施機関の特性に応じて70%や80%も設定可能とする）。

※3 博士課程に標準年限以上在学し、所定の単位を修得した上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）で、退学後10年以内の研究者。

※4 40歳未満とします。但し、臨床研修を課せられた医学系分野においては43歳未満とします。

(イノベーション創出人材の育成)

- ・ポストドクター及び博士課程（後期）に関するデータベース、大学キャンパス内での産学共同研究等を通じた企業等との密接なマッチングシステムの構築。
- ・ポストドクターや博士課程（後期）学生が、企業等での研究・技術開発やその他多様な業務・職務で活躍できる能力を身に付けるための講義、企業等との交流会等の取組。
- ・意欲と能力があるポストドクター及び博士課程（後期）学生を、コンソーシアムで選抜し、国内外の研究機関、企業等に派遣し、共同研究も含めてインターンシップさせる取組（原則連続して、

2ヶ月以上)。

- ・コンソーシアムを構成する研究機関の幹部、指導教員やPI、企業等の幹部、ポストドクター及び博士課程（後期）学生を対象としたキャリアパス意識啓発のための取組。
- ・コンソーシアムにおける取組の他の研究機関への普及、展開。

（3）取組体制

① コンソーシアムの構築

（構成主体）

- ・コンソーシアムを形成する主体は、国内に所在する大学、大学共同利用機関及び独立行政法人等の研究機関とします。

（規模）

- ・1 コンソーシアム当たり、当初は3～5機関程度を想定していますが、事業実施期間中に必要に応じて参加機関数を増やしていただくことを推奨します。

（留意事項）

- ・大学については、国公立や規模の別にとらわれず、若手研究者等の育成や雇用の安定という目的を共有できる機関間で連携を図ること。
- ・大学のみで連携するのではなく、例えば独立行政法人、公的性格を有する研究機関等もコンソーシアムの中に組み込み、構成機関の多様性を確保することが望ましい。
- ・コンソーシアムの連携・協力先として、国内外の研究機関、企業等も対象とすることにより、研究者等の多様なセクター間での流動を可能とし、専門性の向上や研究・研究運營業績等の蓄積等を図る上で有益となり得る、様々な機会の提供が可能となるよう配慮すること。

② 運営協議会の設置

事業の実施主体は、複数の研究機関により構成されるコンソーシアムの運営協議会とします。運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、代表機関に置くこととし、運営は、コンソーシアムを構成する研究機関の協力を得て行うものとします。

本事業を適切に運営するため、有識者からなる運営委員会等を置くものとします。

また、協賛金や拠出金等の自主財源を確保し、補助事業期間終了後も、運営協議会を自立化させて維持し、取組の継続性を確保することが求められます。

（運営協議会の機能）

- ・コンソーシアムにおいて実施する取組の決定（申し合わせや運営要綱等を規定）
- ・コンソーシアムとして支援する若手研究者等の選定、コンソーシアム内あるいはコンソーシアム外への異動に係る調整や成果の評価。なお、支援対象者の選定等に当たっては、文部科学省の研究人材キャリア情報活用支援事業において運用している研究者人材データベース（JREC-IN）を活用することが望ましい。

- ・コンソーシアムを構成する研究機関における連絡調整
- ・支援対象者へのキャリアサポート体制の整備・運営（自らの研究活動に専念できる研究環境の提供等）
- ・本事業の経費の配分・執行管理
- ・研究不正の防止に関する取組（コンソーシアムを構成する研究機関における研究不正に関する調査の助言・勧告、研究倫理教育プログラムの受講等）
- ・その他本事業に必要な業務

（４）対象機関

以下の機関による共同申請を原則とします。

- ・大学（ただし、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の学部・学科や研究科を有している大学に限ります。）
- ・大学共同利用機関
- ・独立行政法人（ただし、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の研究活動を目的とする法人に限ります。）
- ・公設試験研究機関
- ・公益社団・財団法人

共同申請に当たっては、１機関を代表機関とし、その他機関を共同実施機関として参画するよう構成してください。

（５）申請者

本事業への申請者は代表機関の長とします。

（６）選定件数

２～３拠点程度

（７）補助事業期間

事業計画は８年間とし、うち原則として５年間（平成３１年度まで）について補助金を交付します。また、５年目の終了までに、改めて審査・評価の上、特に優れた成果をあげているものについては、残りの一定期間（例えば１～３年間）についての補助金を交付することがあります。

なお、事後評価は８年間の補助事業期間終了後の翌年度（事業開始から９年目）に実施しますので、６年度目以降に補助金が交付されない場合であっても、毎年度、本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く必要があります。

（８）補助対象となる経費

- ・申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として代表機関及び共同実施機関（以下、「実施機関」という。）に交付します。
- ・１コンソーシアム当たりの補助金は、原則として年間１億円程度を上限とします。ただし、平成

28年度以降の補助金については、財政事情により減額する場合があります。

・補助対象となる経費は具体的に以下に示すものとします。

(運営協議会)：代表機関のみ対象

①運営協議会において運営・実施業務を担当する業務担当職員(コーディネーター等)や補助者(事務員等)の雇用に係る経費。

②運営協議会及び運営委員会の運営事務に必要な経費

- ・ 消耗品費 (運営協議会の業務に使用する事務用品)
- ・ 国内旅費及び外国旅費 (運営協議会開催時の委員の日当、交通費、招へい旅費)
- ・ 諸謝金 (委員手当、委員謝金)
- ・ 会議費 (会議の際の飲食代)
- ・ 通信運搬費 (事務用品の運搬、資料の発送、Web ページ)
- ・ 印刷製本費 (資料の印刷・製本)
- ・ 借損料 (会場借料、事務用品の借損・使用料)
- ・ 雑役務費 (議事録作成のための速記録作成・記録データ加工)
- ・ 光熱水費 (運営協議会事務局で使用した光熱水費)

(コンソーシアム全体の取組)

①コンソーシアム全体で共同して実施する取組に必要な経費

- ・ 設備備品費 (コンソーシアム全体で共用して使用するものに限る)
- ・ 消耗品費
- ・ 旅費 (国内・外国)
- ・ 諸謝金
- ・ 会議費 (研究発表会・ワークショップ・シンポジウム等の開催)
- ・ 通信運搬費 (運搬、データ通信費等)
- ・ 印刷製本費
- ・ 借損料 (物品等の借損・使用)
- ・ 雑役務費 (データ分析、アンケート調査等の役務)
- ・ 光熱水費

(次世代研究者の育成)

①若手研究者の雇用経費。1人当たり採用1年目は600万円、2年目は500万円、3年目は400万円、4年目は300万円、5年目は200万円を上限。

※若手研究者の雇用経費は、事業開始2年目までに雇用した若手研究者を対象に補助します。3年目以降は自主財源を確保し、新規採用を継続することを推奨します。

②若手研究者のスタートアップに要する研究費。採用後2年度に限り1人当たり2年間で1000万円を上限。2年間の配分は自由とするが、700万円/年を上限。(例、1年目500万円+2年目500万円、1年目300万円+2年目700万円)

③若手研究者が自らの研究活動に専念できるようにするための環境整備に必要な以下の経費

- ・ 支援対象者を支援する研究支援人材の雇用経費
- ・ 研究機関を異動する際に発生する実験装置の移動等に伴う運搬費

- ④若手研究者のキャリア形成に関わる教育研修等の開催に必要な経費。
- ⑤若手研究者が国内外の大学や研究機関、企業等と共同研究を実施する、あるいは、長期研究インターンシップを行うために必要な以下の経費。
 - ・国内旅費、外国旅費。
 - ・大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費。
(イノベーション創出人材の育成)
- ①ポストドクター、博士課程(後期)学生を国内外の大学や研究機関、企業等に派遣、インターンシップさせるために必要な以下の経費。
 - ・人件費(月額15万円を限度)。
 - ・国内旅費、外国旅費。
 - ・大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費。
- ②ポストドクター、博士課程(後期)学生のキャリア支援に関する講義や企業等交流に関わる経費。

・上記補助対象経費において、使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとします。

(8) 重複申請の制限

- ・代表機関としての申請は、1機関1つとします。
- ・平成26年度に「次世代研究者プログラム」及び「研究支援人材プログラム」の代表機関に選定された機関からの申請は認めないものとします。なお、共同実施機関として参画している機関からの申請は可能です。
- ・代表機関が他のコンソーシアムに共同実施機関として参加すること、また、1つの機関が複数のコンソーシアムに共同実施機関として参加することは可能とします。ただし、補助金の交付に当たっては、1つの機関に対する重複や集中の排除等、適正な補助を実施する観点から、事業計画の目的、事業内容等を精査の上、補助金額を決定することとします。

3. 審査方法

本補助金交付先の選定のための審査は、「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業委員会(以下「事業委員会」という。)」において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行います(審査方法の概要は、「平成27年度科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業審査要領」を参照してください。)

選定する機関及び部局等は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

4. 申請方法

本事業への申請にあたっては、下記の方法で行ってください。

(1) 申請書類

別添の科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業申請書の様式1～3に記入して提出してください。

(2) 申請期間

平成27年3月10日（火）～平成27年5月1日（金） 17：00（時間厳守）

(3) 提出方法

申請書類は、PDFファイルに変換していただき、電子メールで提出してください。郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相談ください。

なお、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は大事に保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業】機関名」とすること。（「機関名」には申請機関（代表機関）の名称を記入すること。）
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信すること。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いいたします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対してメールで返信いたします。電子メール送付から2営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐにご連絡ください。

(4) 提出先

E-Mail : stsr@jst.go.jp（「@」は半角にしてください。）

(5) その他

- ・用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った事業推進担当者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります）。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・選定された機関に対しては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、ホームページ等により公表します。

5. 取組の実施

- (1) 選定された取組の実施機関は、補助金を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求められることがあります。
- (2) 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。なお、補助金の交付が終了する6年度目以降も補助事業期間（8年間）が終了するまでは、毎年度、本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く必要があります。また、実施に際し、文部科学省及び（独）科学技術振興機構プログラムオフィサーが、現地調査の実施等により進捗状況を把握します。
- (4) 実施機関は取組実施3年度目及び取組終了時（8年度目）、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。
- (5) 成果報告書等を基に、事業委員会において、取組実施3年度目に、中間評価、取組終了年度の翌年度（9年度目）に事後評価を実施します。評価は、書面審査及び必要に応じてヒアリングを行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より機関に対して改善策の提出を求め、更に補助金の減額や打ち切りを行うことがあります。また、文部科学省が別途指定する時期（5年度目）に、審査・評価の上、残りの一定期間（1～3年間）についての補助金を交付することができる取扱いを予定しています。

6. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づく措置

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の応募は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成27年5月1日（金）までに、研究機関から文科科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文科科学省HPをご覧ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

※注 なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

【HPアドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※注 平成26年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。その場合は、申請書類とともに事務連絡として、チェックリストを提出済みである旨記載し提出してください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文科科学省による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、補助金を交付しないことがあります。

(4) 研究費の不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む競争的資金の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} （補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4} ）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2)	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		(1) ②①及び③以外のもの	2～4年
	以外	③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	

3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）
--	--	---

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

(5) 研究活動の不正行為に関する措置

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）※1を遵守することが求められます。

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等に

より、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、本事業において、申請及び参加が制限された場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※2)	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【※2 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。】

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等、国立大学法人、大学共同利用機関法人、文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費による研究活動の不正行為等により申請及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表

本事業において、上記 (i) 及び (ii) の措置を行ったときは、当該不正事案の概要 (研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容) について、原則公表しません。

(6) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業への研究課題に参画する研究者は、研究上の不正行為を未然に防止するため、文部科学省が指定する研究倫理教育教材 (科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得— (日本学術振興会)、CITI Japan e-ラーニングプログラム等) を履修することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、自ら研究倫理教育教材を履修し、不正行為を行わないこと、また、参画する研究者等に対して、研究倫理教育教材の履修義務を周知し、内容を理解してもらうことを約束し、あわせてこれらを確認したとする文書を提出していただきます。

(7) 競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業で申請及び参加の制限が行

われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助金において申請資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業について、平成27年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成26年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※現在、具体的に対象となる競争的資金制度については、以下のホームページを参照してください。

【HPアドレス】 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

(8) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」があります。

(9) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(10) e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等

○府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライ

ン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り文部科学省及び(独)科学技術振興機構にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。(独)科学技術振興機構ホームページ及び e-Rad のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(制度・事業に関する問い合わせ)	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 電話：03-6734-4021 E-mail：kiban@mext.go.jp
	(応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ)	〒102-8666

	構 科学技術プログラム推進部	東京都千代田区四番町5-3サイエンスプラザ 電話：03-5214-7521（代） E-mail：stsr@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、祝日を除く

○（独）科学技術振興機構：<http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

（iii）e-Radの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

7. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及び（独）科学技術振興機構のホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページで周知します。

【ホームページURL】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

（独）科学技術振興機構：<http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

<事業内容全般に関する問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室基礎人材推進係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

（独）科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部

科学技術イノベーション創出基盤グループ

科学技術人材育成費補助事業 審査担当

電話：03-5214-7521（代）

E-mail：stsr@jst.go.jp

<e-Radにおける研究機関、研究者の登録及び e-Rad の操作に関するお問い合わせ先>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク

電話：0120-066-877 （午前9：00～午後6：00 ※土曜日、日曜日、祝日を除く）

8. スケジュール（予定）

- ・公募開始：平成27年3月10日（火）
- ・公募説明会：平成27年3月17日（火）
- ・公募締切り：平成27年5月1日（金）17:00（時間厳守）
- ・審査：平成27年5月中旬～6月中旬
- ・選定結果の通知：平成27年6月下旬
- ・交付申請等：平成27年7月上旬
- ・交付決定：平成27年8月上旬

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
光熱水費	本事業の実施に必要な光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。	